官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（経済産業六一）　一
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（同六二）　一
〔その他告示〕
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六〇六、六〇七）　七
○高速自動車国道に関する件（同六〇八）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
公正取引委員会　法務省　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
国家試験
令和八年度浄化槽管理士試験の実施について（環境省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、証票無効　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　九

法規的告示

○経済産業省告示第六十一号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号及び第二条第一項第十三号の規定に基づき、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）を実施するため、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松本　洋平

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の内容の基準）	（特定技能雇用契約の内容の基準）
第二条　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所にあっては、当該事業所が令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次の各号のいずれかに掲げるものを行っていることとする。	**第二条**　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所にあっては、当該事業所が令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。
一　（略）	一　（略）
二　細分類一二二一―造作材製造業（建具を除く）	（新設）
三　細分類一二二四―建築用木製組立材料製造業	（新設）
四　小分類一三一―家具製造業	（新設）
五　細分類一三九一―事務所用・店舗用装備品製造業	（新設）
六　細分類一三九三―鏡縁・額縁製造業	（新設）
七　細分類一三九九―他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）	（新設）

八～十八	（略）
十九	中分類一九―ゴム製品製造業
二十	小分類二〇六―かばん製造業
二十一	細分類二一二二―生コンクリート製造業
二十二	（略）
二十三	細分類二一二九―その他のセメント製品製造業
二十四	細分類二一四一―衛生陶器製造業
二十五・二十六	（略）
二十七	細分類二一四六―陶磁器製タイル製造業
二十八	細分類二一五一―耐火れんが製造業
二十九	細分類二一五二―不定形耐火物製造業
三十～三十二	（略）
三十三	小分類二二二―製鋼・製鋼圧延業
三十四～三十六	（略）
三十七	細分類二二三六―磨棒鋼製造業
三十八	細分類二二三七―引抜鋼管製造業
三十九・四十	（略）
四十一	細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
四十二	細分類二三三二―アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
四十三	細分類二三四一―電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
四十四～四十七	（略）
四十八	細分類二四三二―ガス機器・石油機器製造業
四十九	（略）
五十	細分類二四四二―建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
五十一	（略）
五十二	細分類二四四四―鉄骨系プレハブ住宅製造業
五十三	細分類二四四六―製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
五十四～五十八	（略）

二～十二	（略）（新設）
十三	（略）（新設）
十四・十五	（略）（新設）
十六～十八	（略）
十九	細分類二二二一―製鋼・製鋼圧延業
二十～二十二	（略）（新設）
二十三・二十四	（略）（新設）
二十五	細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）（新設）
二十六～二十九	（略）（新設）
三十	（略）（新設）
三十一	（略）（新設）
三十二	細分類二四四六―製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
三十三～三十七	（略）

五十九	細分類二四六九―その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
六十	細分類二四七一―くぎ製造業
六十一	細分類二四七九―その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
六十二	（略）
六十三	細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
六十四	中分類二五―はん用機械器具製造業（細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。）
六十五	（略）
六十六	中分類二七―業務用機械器具製造業（小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）
六十七	（略）
六十八	中分類二九―電気機械器具製造業（細分類二九二二―内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
六十九	（略）
七十	小分類三一一―自動車・同附属品製造業
七十一	小分類三一四―航空機・同附属品製造業
七十二	細分類三二五三―運動用具製造業
七十三	細分類三二九三―パレット製造業
七十四	（略）
七十五	細分類三二九九―他に分類されないその他の製造業（ＲＰＦ製造業及び人体保護具製造業に限る。）
七十六	（略）

2　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外

三十八	細分類二四六九―その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）（新設）
三十九	（略）
四十	細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）
四十一	中分類二五―はん用機械器具製造業（ただし、細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。）
四十二	（略）
四十三	中分類二七―業務用機械器具製造業（ただし、小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）
四十四	（略）
四十五	中分類二九―電気機械器具製造業（ただし、細分類二九二二―内燃機関電装品製造業を除く。）
四十六	（略）（新設）
四十七	（略）（新設）
四十八	細分類三二九九―他に分類されないその他の製造業（ただし、ＲＰＦ製造業に限る。）
四十九	（略）

2　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外

国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う事業所にあっては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一　中分類一八―プラスチック製品製造業（略）

二　細分類二二一一―高炉による製鉄業

三　細分類二二一二―高炉によらない製鉄業

四　小分類二二二―製鋼・製鋼圧延業

五　細分類二二三一―熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）

六　細分類二二三二―冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）

七　細分類二二三四―鋼管製造業

八　細分類二二三六―磨棒鋼製造業

九　細分類二二三七―引抜鋼管製造業

十　（略）

十一　細分類二二九一―鉄鋼シャースリット業

十二　細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）

十三　細分類二三二一―アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

十四　細分類二三三二―ガス機器・石油機器製造業

十五～十八　（略）

十九　細分類二四三二―金属製サッシ・ドア製造業

二十　細分類二四四一―鉄骨製造業

二十一　細分類二四四二―建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）

二十二　細分類二四四三―金属製サッシ・ドア製造業

二十三　細分類二四四六―製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）

二十四　（略）

二十五　細分類二四六一―金属製品塗装業

二十六～二十八　（略）

二十九　細分類二四六九―その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）

三十　細分類二四七一―くぎ製造業

三十一　細分類二四七九―その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）

三十二　（略）

三十三　細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）

三十四　中分類二五―はん用機械器具製造業（細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。）

三十五　（略）

三十六　中分類二七―業務用機械器具製造業（小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）

三十七　（略）

三十八　中分類二九―電気機械器具製造業（細分類二九二二―内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）

三十九　（略）

四十　小分類三一一―自動車・同附属品製造業

四十一　小分類三一四―航空機・同附属品製造業

四十二　細分類三二五三―運動用具製造業

四十三　細分類三二九三―パレット製造業

四十四　（略）

四十五　細分類三二九九―他に分類されないその他の製造業（人体保護具製造業に限る。）

四十六　小分類四八四―こん包業（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第三条　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一　生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行うこととしていること。

（新設）

国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う事業所にあっては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

（新設）

一　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

三～六　（略）

（新設）

七　（略）

（新設）

八～十　（略）

十一　細分類二四六九―その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）

（新設）

十二　（略）

（新設）

十三　中分類二五―はん用機械器具製造業（ただし、細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。）

十四　（略）

十五　中分類二七―業務用機械器具製造業（ただし、小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）

十六　（略）

十七　中分類二九―電気機械器具製造業（ただし、細分類二九二二―内燃機関電装品製造業を除く。）

十八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

十九　（略）

（新設）

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第三条　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一　生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。

二　第四条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第一号イに規定する行動規範を遵守することとしていること。

三　外国人が特定技能雇用契約に基づき法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十七号若しくは第七十六号に掲げるものを行っている場合、又は外国人が特定技能雇用契約に基づき同欄第二号に掲げる活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち同条第二項第四十六号に掲げるものを行っている場合にあっては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

四　経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

五　法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動と異なる内容の活動を行わせる場合又は労働者の安全を確保するための措置を講ずる場合には、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施することとしていること。

六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付すること。

（特定技能外国人受入事業実施法人の登録）

第四条　製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

一　（略）

二　第二条第一項各号又は第二項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。

三　協議会の構成員となり、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

（登録の拒否）

第六条　経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条第一項の規定による登録の取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消しを受けた法人の役員であった者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ　（略）

二　特定技能外国人受入事業を的確に遂行するために必要な体制が整備されていない者

三　第十条第一項の規定による登録の取消しを受けた者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過していないもの

二　第四条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。

三　特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行っている場合にあっては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

四　経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。

五　特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。

六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

（特定技能外国人受入事業実施法人の登録）

第四条　製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

一　（略）

二　第二条第一項各号又は第二項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。

三　協議会の構成員となり、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

（登録の拒否）

第六条　経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ　（略）

二　特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者

三　第十条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

（登録の取消し）

第十条　経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消すことができる。

一　第六条第一号又は第二号に該当するとき。

二　第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三・四　（略）

2　（略）

（公表）

第十一条　経済産業大臣は、第四条の登録をしたとき、又は登録法人から第八条第一項の規定による変更の届出（第五条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　登録法人の名称、住所及びその代表者の氏名

二　第四条の登録をした年月日又は変更の生じた年月日

2　経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　（略）

二　第四条の登録をした年月日

三　第四条の登録を取り消した年月日

3　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月一日から適用する。

○経済産業省告示第六十二号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省令第四号）第十三条第二項第四号ただし書及び第九号、第十五条第一項第十三号及び第二項第二号並びに第六十七条第二十号の規定に基づき、並びに外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）を実施するため、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等を次のように定める。

令和八年五月八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松本　洋平

（登録の取消し）

第十条　経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第六条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。

二　第八条第一項の規定に違反したとき。

三・四　（略）

2　（略）

（公表）

第十一条　経済産業大臣は、第四条の登録をしたとき又は登録法人から第八条第一項の規定による変更の届出（第五条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　名称、住所及びその代表者の氏名

二　登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日

2　経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　（略）

二　登録をした年月日

三　登録を取り消した年月日

3　（略）

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等

（分野別協議会の加入に代わる措置）

第一条　工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第四号ただし書の告示で定める分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）への加入に代わる措置は、次条の登録を受けた法人の構成員となることとする。

（育成就労外国人受入事業実施法人の登録）

第二条　製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

一　育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用（以下「育成就労外国人受入事業」という。）を行うこと。

二　第十二条各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。

三　製造業分野に係る分野別協議会の構成員となり、当該分野別協議会に対し、必要な協力を行うこと。

（登録の申請）

第三条　前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　名称、住所及びその代表者の氏名

二　育成就労外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2　前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第四条　経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ　第八条第一項の規定による登録の取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消しを受けた法人の役員であった者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ　第二条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

二　育成就労外国人受入事業を的確に遂行するために必要な体制が整備されていない者

三　第八条第一項の規定による登録の取消しを受けた者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過していないもの

（登録に関する通知）

第五条　経済産業大臣は、第三条第一項の申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第六条　第二条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第三条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2　第三条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（報告の徴収等）

第七条　経済産業大臣は、登録法人の育成就労外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

（登録の取消し）

第八条　経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の登録を取り消すことができる。

一　第四条第一号又は第二号に該当するとき。

二　第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　不正の手段により第二条の登録を受けたとき。

四　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

２　経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

（公表）

第九条　経済産業大臣は、第二条の登録をしたとき、又は登録法人から第六条第一項の規定による変更の届出（第三条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　登録法人の名称、住所及びその代表者の氏名

二　第二条の登録をした年月日又は変更の生じた年月日

２　経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　名称、住所及びその代表者の氏名

二　第二条の登録をした年月日

三　第二条の登録を取り消した年月日

３　前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

（育成就労の内容の基準）

第十条　製造業分野に係る規則第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が登録法人の構成員となり、第二条第一号に規定する行動規範を遵守することとする。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第十一条　製造業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次の各号のいずれにも該当することとする。

一　育成就労を行わせる事業所（以下「育成就労事業所」という。）が、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次条第一号、第十七号、第十九号、第五十八号、第七十五号（ＲＰＦ製造業に限る。）又は第七十六号に掲げるものを行っている場合にあっては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第十二条　製造業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次の各号のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

一　中分類一一―繊維工業

二　細分類一二二一―造作材製造業（建具を除く）

三　細分類一二二四―建築用木製組立材料製造業

四　小分類一三一―家具製造業

五　細分類一三九一―事務所用・店舗用装備品製造業

六　細分類一三九三―鏡縁・額縁製造業

七　細分類一三九九―他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）

八　小分類一四一―パルプ製造業

九　細分類一四二一―洋紙製造業

十　細分類一四二二―板紙製造業

十一　細分類一四二三―機械すき和紙製造業

十二　細分類一四三一―塗工紙製造業（印刷用紙を除く）

十三　細分類一四三二―段ボール製造業

十四　小分類一四四―紙製品製造業

十五　小分類一四五―紙製容器製造業

十六　小分類一四九―その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

十七　中分類一五―印刷・同関連業

十八　中分類一八―プラスチック製品製造業

十九　中分類一九―ゴム製品製造業

二十　小分類二〇六―かばん製造業

二十一　細分類二一二二―生コンクリート製造業

二十二　細分類二一二三―コンクリート製品製造業

二十三　細分類二一二九―その他のセメント製品製造業

二十四　細分類二一四一―衛生陶器製造業

二十五　細分類二一四二―食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業

二十六　細分類二一四三―陶磁器製置物製造業

二十七　細分類二一四六―陶磁器製タイル製造業

二十八　細分類二一五一―耐火れんが製造業

二十九　細分類二一五二―不定形耐火物製造業

三十　細分類二一九四―鋳型製造業（中子を含む）

三十一　細分類二二一一―高炉による製鉄業

三十二　細分類二二一二―高炉によらない製鉄業

三十三　小分類二二二―製鋼・製鋼圧延業

三十四　細分類二二三一―熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）

三十五　細分類二二三二―冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）

三十六　細分類二二三四―鋼管製造業

三十七　細分類二二三六―磨棒鋼製造業

三十八　細分類二二三七―引抜鋼管製造業

三十九　小分類二二五―鉄素形材製造業

四十　細分類二二九一―鉄鋼シャースリット業

四十一　細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）

四十二　細分類二三三二―アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

四十三　細分類二三四一―電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）

四十四　小分類二三五―非鉄金属素形材製造業

四十五　細分類二四二二―機械刃物製造業

四十六　細分類二四二四―作業工具製造業

四十七　細分類二四三一―配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）

四十八　細分類二四三二―ガス機器・石油機器製造業

四十九　細分類二四四一―鉄骨製造業

五十　細分類二四四二―建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
五十一　細分類二四四三―金属製サッシ・ドア製造業
五十二　細分類二四四四―鉄骨系プレハブ住宅製造業
五十三　細分類二四四六―製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
五十四　小分類二四五―金属素形材製品製造業
五十五　細分類二四六一―金属製品塗装業
五十六　細分類二四六二―溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
五十七　細分類二四六四―電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
五十八　細分類二四六五―金属熱処理業
五十九　細分類二四六九―その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
六十　細分類二四七一―くぎ製造業
六十一　細分類二四七九―その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
六十二　小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
六十三　細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
六十四　中分類二五―はん用機械器具製造業（細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。）
六十五　中分類二六―生産用機械器具製造業
六十六　中分類二七―業務用機械器具製造業（小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）
六十七　中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業
六十八　中分類二九―電気機械器具製造業（細分類二九二二―内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
六十九　中分類三〇―情報通信機械器具製造業
七十　小分類三一一―自動車・同附属品製造業
七十一　小分類三一四―航空機・同附属品製造業
七十二　細分類三一五三―運動用具製造業
七十三　細分類三一九三―パレット製造業
七十四　細分類三一九五―工業用模型製造業
七十五　細分類三一九九―他に分類されないその他の製造業（ＲＰＦ製造業及び人体保護具製造業に限る。）
七十六　小分類四八四―こん包業
（監理支援機関の業務の実施に関する基準）
第十三条　製造業分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、監理支援機関が次の各号のいずれにも該当することとする。
一　前条第一号に掲げる産業を行っている育成就労事業所において監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う場合にあっては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
二　製造業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
三　製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

附　則

この告示は、令和九年四月一日から適用する。

その他告示

○国土交通省告示第六百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
木次川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　広島県山県郡北広島町南方の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°37′31.9038″	132°33′32.9536″
2	34°37′31.8026″	132°33′32.9948″
3	34°37′31.7851″	132°33′32.9319″
4	34°37′31.0693″	132°33′32.6011″
5	34°37′31.1038″	132°33′32.4918″
6	34°37′31.4341″	132°33′32.5847″
7	34°37′31.8553″	132°33′32.7794″

ロ　広島県山県郡北広島町木次の区域内の土地のうち、次の八点から十一点までを順次結んだ線及び八点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
8	34°37′32.4525″	132°33′32.9698″
9	34°37′32.0221″	132°33′33.0887″
10	34°37′31.9902″	132°33′32.9199″
11	34°37′32.4206″	132°33′32.8010″

○国土交通省告示第六百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
矢作第一
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県唐津市鏡
字鎌牟田
一〇二番　一号
地先道路敷
一〇二番　二号
地先水路敷
一〇三番　五号
九五番　二十三号
字トイボシ
五八八二番一　三号
五八七九番　四号
五八七三番　十七号
五八七八番　十八号及び十九号
五八八六番　二十号から二十二号まで
字鈗ノ元
五八二〇番　六号
五八二四番　七号
五八五七番　八号及び九号
五八五九番　十号及び十一号
五八七二番　十二号から十五号まで
五八七一番　十六号
七八番二　二十四号
地先道路敷
字五郎丸

○国土交通省告示第六百八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月八日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

令和八年五月八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　最大　七九（メートル）　最小　六四（メートル）

後　最大　八〇　八八

最小　六八

北海道上川郡清水町字羽帯南二線一一三番一二

国会事項

衆議院

質問書提出

五月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

孤立死及び非正規公務員に関する質問主意書（長妻昭提出）

参議院

質問主意書提出

五月一日議員から次の質問主意書が提出された。

自衛官の階級呼称の変更に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四一号）

旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第四二号）

人事異動

公正取引委員会

（審査局審査長（第四審査長）のもとの上席審査専門官）内閣府事務官　小菅　敦

（審査局審査長（第四審査長）のもとの上席審査専門官）内閣府事務官　岩渕　権

辞職を承認する（四月三十日）

（官房総務課企画官）内閣府事務官　山本　大輔

近畿中国四国事務所審査統括官　同　河井　聡

近畿中国四国事務所取引適正化管理官に配置換する（近畿中国四国事務所審査統括官）同　多田　修

近畿中国四国事務所総務課長）

法務省

認証審査参与員に任命する（横浜地方検察庁検事）検事　水谷　恵千

東京地方検察庁検事に配置換する（以上五月一日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する　倉内　憲孝

従五位に叙する（各通）　佐藤　弘

正四位に叙する　十川　薫

従五位に叙する（各通）　栗田　剛一

飯田　義一　小池　邦夫

田畑　榮次　水間　功

長谷　久人

正六位に叙する（各通）　宇都　孝昭

犬山　英男　江黒　茂己

遠藤　浩平　菊地　修　齋藤　正寛

玉城　清　三島　正嗣　山崎甚二郎

横尾　文治

従六位に叙する（各通）　御手洗良昭

正七位に叙する　伊藤　義征

櫻川　宏司　竹本　仁士

従七位に叙する（各通）（以上三月二十六日）

（福島大学名誉教授）　入戸野　修

正四位に叙する　河原　昭文

正五位に叙する　親泊　俊吉　川上　一夫

庄子　喜一　登　義則

従五位に叙する（各通）　河内　三郎

大城　朝正　菅野　勝義

正六位に叙する（各通）　多根　庸

稲田　昌士　押山　一清

佐藤　清一　田中　庸之

二階堂　章　西野　亨一

松田　美樹　若林　勲

従六位に叙する（各通）　高田　武男

小川伊三男　山谷　悦朗

濱田　庫三

正七位に叙する（各通）　杉田　直斗

（大阪府警部補）

従七位に叙する（以上三月二十七日）　瓜谷　眞裕

（静岡大学名誉教授）

従四位に叙する　木村　惠一

正五位に叙する　鑓田　範雄

井土　兼剛

従五位に叙する（各通）　冨山　達郎

井笹　慶一　上遠野　健

正六位に叙する（各通）　松浦　定雄

大沼　一夫　河合　一春

原田九州男　藤枝　勝實

吉川　和夫

従六位に叙する（各通）　森河内清三

田村　優　渡邉　孝文

正七位に叙する（各通）　新谷　茂生

旭田冨士雪　澤田　春男

従七位に叙する（各通）（以上三月二十八日）　牧野　勇司

家永　格　大藏　乃光

従四位に叙する　神田　康幸

伊藤　文雄　河合　昭三

従五位に叙する（各通）　安藤　禮治

浅原　秀雄　足立　開作

正六位に叙する（各通）　藤井　昇

石川　滿夫　高橋　正則

道添　健兒　村上　博昭

（筑後市議会議員）　脇田　泰造

山門　辻弘　山本　玲子

従六位に叙する（各通）　大寺　信行　立山　信男

正七位に叙する（各通）　中野　實男

（三等海尉）

従七位に叙する（以上三月二十九日）　小林　博

従五位に叙する（三月三十日）　大田　明登

正七位に叙する（三月三十一日）　林　昭夫

従五位に叙する　山本　二男

従六位に叙する　齋藤　米一

正七位に叙する（各通）（以上四月一日）　山口　清

冨尾　和孝

正七位に叙する　平澤　和年

従七位に叙する（以上四月三日）　坂本喜久夫

正七位に叙する（四月四日）　小椋万壽美

○叙勲

旭日単光章を授ける（三月二十六日）　中村　聰

（筑後市議会議員）

旭日双光章を授ける（三月二十九日）　村上　博昭

旭日小綬章を授ける（三月三十日）　大田　明登

瑞宝小綬章を授ける　三島　正嗣

菊地　修　牧野　収

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十六日）　河内　三郎

小川伊三男　親泊　俊吉

多根　庸　二階堂　章　登　義則

山谷　悦朗　若林　勲

瑞宝双光章を授ける（各通）　齋藤　恒晴

瑞宝単光章を授ける（以上三月二十七日）　瓜谷　眞裕

（静岡大学名誉教授）　木村　惠一

瑞宝小綬章を授ける（各通）　井土　兼剛　上遠野　健

瑞宝双光章を授ける（各通）　旭田冨士雪

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十八日）　久保田恵一

神田　康幸
瑞宝小綬章を授ける

淺原　秀雄　大藏　乃光
田口　和弘　南嶋　久義
瑞宝双光章を授ける（各通）

（三等海尉）　小林　博
藤井　昇　二見　清和　山門　辻弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十九日）

山本　二男
瑞宝双光章を授ける（四月一日）

松宮　元行
瑞宝単光章を授ける（四月二日）

小椋万壽美
瑞宝単光章を授ける（四月四日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十九日午後一時三十八分御出門、昭和百年記念式典に御臨席のため、日本武道館（千代田区）へ行幸啓、同三時八分還幸啓になつた。

御祝電

天皇陛下は、マーシャルの憲法記念日につき、四月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

令和８年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、令和８年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

令和８年５月８日　　環境大臣　石原　宏高

1　試験期日　令和８年10月25日（日曜日）

2　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　試験科目

⑴　浄化槽概論

⑵　浄化槽行政

⑶　浄化槽の構造及び機能

⑷　浄化槽工事概論

⑸　浄化槽の点検、調整及び修理

⑹　水質管理

⑺　浄化槽の清掃概論

4　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請すること。

https://www.jeces.or.jp

⑵　受験申請受付期間

ア　受験申請受付期間は、令和８年７月１日（水曜日）から８月６日（木曜日）まで

イ　受験申請を受理した後は、原則として受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料　受験手数料は23,600円とし、公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むこと。なお、受験申請を受理した後は、受験手数料は返還しない。

5　受験票の送付　受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

6　合格者の発表　試験終了後１月以内に、合格者の受験番号を公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに公告した後、合格者の受験番号を官報に掲載するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には成績及び不合格の旨を通知する。

7　その他　受験手続等に関する問合せは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月８日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

1　処分をした年月日　令和８年４月６日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社タナカ　田中　雄一　新潟県三条市柳沢466番地　国土交通大臣許可（般－６）第25389号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

証 票 無 効

海上保安官の証

第07―2934号　山田　嘉瑞　名義分

有効期限　2034年５月31日

令和８年４月17日　所在不明

上記のとおり届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和８年５月８日　　海上保安庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始及び破産手続廃止

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算終結

令和7年（ヒ）第3024号
大阪市西区北堀江二丁目２番２７号
清算株式会社　株式会社クリスタル・クロス
１　決定年月日　令和8年4月17日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１１号
岐阜市六条南二丁目２番５号
清算株式会社　株式会社コピーセンター中部
１　決定年月日　令和８年４月１０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

更生手続開始

令和８年（ミ）第１号
神奈川県平塚市横内３７７４－２
更生会社　株式会社ミサワコーポレーション
代表者代表取締役　美澤一憲
１　決定年月日時　令和８年４月１７日午後５時
２　主文　株式会社ミサワコーポレーションについて更生手続を開始する。
３　管財人　美澤一憲
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和８年５月１８日
６　更生債権等の一般調査期間　令和８年６月２４日から令和８年６月３０日まで
７　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年７月１０日
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年７月１７日
東京地方裁判所民事第２０部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月八日

大阪市天王寺区北河堀町七番一六号グランカサ天王寺一階

（甲）株式会社ＲＡＷ

代表取締役　前川　瑞輝

大阪市生野区巽北一丁目一二番二五号

（乙）合同会社Ｆｒｅｅ

代表社員　笹尾　暉

大阪市天王寺区北河堀町七―一六グランカサ天王寺一Ｆ

（丙）合同会社ＯＮ

代表社員　前川　瑞輝

大阪市天王寺区生玉町二―三小出ビル三〇八

（丁）合同会社ＷＡＶＥ

代表社員　吉田　崇人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の大型整備事業及び新車納車前整備事業に関して有する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.zero-group.co.jp/corporate/zpm/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月八日

栃木県真岡市鬼怒ケ丘一八番地七

（甲）株式会社ゼロ・プラス・メンテナンス

代表取締役　内田　満

神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地ソリッドスクエア西館六階

（乙）株式会社ゼロ

代表取締役　髙橋　俊博

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりハクゾウメディカル株式会社（乙、住所大阪府大阪市中央区本町橋三番六号）の経営管理事業及び不動産管理事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十二日

掲載頁　九十六頁（号外第五十一号）

令和八年五月八日

大阪府大阪市中央区本町橋三番六号

ハクゾウホールディングス株式会社

代表取締役　佐々木光一郎

新設分割公告

当社は新設分割により新設するＴＮコーポレーション株式会社（住所千葉県流山市駒木六四九番地）に対して当社の不動産管理・賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一三六頁（号外第二十一号）

令和八年五月八日

千葉県柏市十余二　二九七番地

昭和自動車株式会社

代表取締役　江原　敏雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ネクシアとします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

札幌市東区東苗穂十三条四丁目三番六号

合同会社ネクシア

代表社員　石原　尚樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

東京都台東区台東二―三一―一〇―一〇二号

嘉嘉日本ホールディング合同会社

代表社員　嘉嘉アジアホールディング有限会社

職務執行者　王　湘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社スカイリフトとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

東京都大田区東糀谷六丁目六番六号

合同会社ＬＩＳ

代表社員　平野　健介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

東京都中野区本町四丁目一番一二号アーク二一・ＳＴ二〇六　合同会社ＧＢアセット

代表社員　畑中　数正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月九日であり、組織変更後の商号はC-LOVERS Japan株式会社とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

東京都目黒区青葉台三―一八―三

C-LOVERS Japan合同会社

代表社員　熱海　正宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

名古屋市北区辻町四丁目三三番地

ミマス合資会社

代表社員　水野すみ江

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

愛知県西尾市駒場町屋敷一七二番地二

合同会社ベリー

代表社員　松井　有紗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

名古屋市中川区万場一丁目三〇一―三

合同会社燈弥

代表社員　太田　好法

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月九日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｈｏｐｅ　Ｄｒｅａｍとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月八日

大阪府東大阪市旭町二番五―五〇七号

合同会社Ｈｏｐｅ　Ｄｒｅａｍ

代表社員　岡野　夏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＡＸＩＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

兵庫県加古川市志方町永室六五九番地の一

合同会社Ｓｔａｒｓ

代表社員　段垣　和彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

兵庫県芦屋市六麓荘町二四番二八号

甲子興業合同会社

代表社員　岩田　英子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

大分市新川西一丁目四番一七号

合同会社エスペランサランドリー

代表社員　株式会社ダイプロ

職務執行者　小野日出明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千三百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月七日

掲載頁　二頁

令和八年五月八日

静岡県伊豆市土肥二八九番地の二

株式会社土肥館

代表取締役　立花　陽三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一九、九七〇、〇〇〇円減少し三〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月八日

静岡県磐田市竜洋稗原六四一

ＮＫＫ合同会社

代表社員　新村　政徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月八日

広島市西区己斐本町二丁目一二番二七号

有限会社エイチ・エフ

取締役　蜂須賀瑠美子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を千百十六億五千四百四十六万七千三百五十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二三七頁（号外第一四八号）

令和八年五月八日

横浜市都筑区池辺町四二六一番地

パナソニックオートモーティブシステムズ株式会社　代表取締役　永易　正吏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千六百八十六万八千円、資本準備金の額を一億七千五百八十六万八千円減少し、それぞれ三千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十三日

掲載頁　四十四頁（号外第九十五号）

令和八年五月八日

東京都港区六本木四丁目二番四五号高會堂ビル二Ｆ　株式会社ｄａｔａｇｕｓｔｏ

代表取締役　パー　麻緒

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月八日

山形県酒田市新井田町一五番六号

株式会社ミウラ工業

代表取締役　三浦　藤夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月八日

東京都練馬区上石神井四丁目九番一四号

株式会社アサヒ防災サービス

代表取締役　倉田　力

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月八日

東京都千代田区九段北四丁目一番三号

株式会社クレス

代表取締役　平野　哲也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月八日

新潟県長岡市石動南町三番地一五

坂井商事株式会社

代表取締役　加野　耕市

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月八日

石川県金沢市南町四番一号

株式会社金沢ニューグランドホテル

代表取締役　庄田　正一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月八日

名古屋市中区丸の内一丁目一六番一五号

昭和建物管理株式会社

代表取締役　服部　弘司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七万五千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月十日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス2特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十六万四千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ2特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四万五千口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月九日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月八日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

エクイニクス・ハイパースケール1・ジャパン特定目的会社

取締役　ドナルド・キャンベル

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億七千二百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月九日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

NS Yokohama Investment特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億四千六百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月九日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ1特定目的会社

取締役　中村　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資八万七千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス3特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス2特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ2特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年四月十日付官報の号外第八十五号一一二頁に掲載されています。

令和八年五月八日

東京都港区赤坂九丁目七番二号
エクイニクス・ハイパースケール１・ジャパン特定目的会社
取締役　ドナルド・キャンベル

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨はhttps://www.ko-koku.jpに掲載されています。

令和八年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
Ｙｏｙｏｇｉ　Ｏｆｆｉｃｅ特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨はhttps://www.kaikei-home.com/axess/0040/index.htmlに掲載されています。

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＮＳ Yokohama Investment特定目的会社
取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年四月二十三日付官報号外第九十五号四十九頁に掲載されています。

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ１特定目的会社
取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
ジャパンロジスティクス３特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億一千九百五十七万四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0061/index.html

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭメンサ特定目的会社
取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億二千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0128/index.html

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭドラコ特定目的会社
取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を五億三千四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0074/index.html

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭフェニックス特定目的会社
取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0141/index.html

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭアリエス特定目的会社
取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0056/index.html

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭカリーナ特定目的会社
取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第一回）

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月八日

茨城県日立市城南町一丁目五番一号
ロジスティード東日本株式会社
確定給付企業年金清算人　吉成　和則

債権申出の公告（第二回）

イズミヤ・阪急オアシス株式会社確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月八日

大阪府大阪市淀川区野中南二―八―一〇
イズミヤ・阪急オアシス株式会社
確定給付企業年金清算人　北村　亮

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年四月三十日（号外第百号）叙位・叙勲欄中（原稿誤り）				
一九七	四	一二	「山川　秀」は死亡により削る。	
令和八年四月十三日（号外第八十六号）官庁報告欄官庁事項の部（キャンプ瑞慶覧の一部土地に関する裁決申請に関する公告）（原稿誤り）				
三二	上	終りから一	国頭郡	中頭郡